

監監第 402 号
令和7年7月15日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年6月19日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「特定市道 特定地番の道路用地」について、「従前道路に割って入り鉄杭（以下 ハマ杭といいます）（資料-16）を標示して、土地（隣接地）の境界を主張し、これを道路法の道路区域として公示している。」「ハマ杭を標示した幅員は実測で3.93m、建築基準法第42条第1項第1号、道路法の道路の幅員は4m以上とする規定により、違法と認められます。」「特定市道 特定地番の道路用地に土地の境界（道路区域）として標示したハマ杭は、根拠がなく、法令違反により無効となり、不用のため撤去すること。」「ハマ杭は、特定地番の土地取得に伴う別の問題の受け皿として作ったものであり、ハマ杭撤去後の道路区域線は、資料-4 従前道路境界線のR-Kとすること。」と述べています。

しかし、これらの主張は、いずれも道路の管理に関するものと解されます。

道路の管理が住民訴訟の対象となるかについて、東京高裁平成15年4月22日判決は「道路の管理といつても、道路としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための道路行政上の管理の面と、その財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理の面とがあり、住民訴訟の対象となるのは、後者の財産的管理に限られ、前者の道路行政上の管理はその対

（裏面あり）

象にはならないというべきである。」と判示しており、これは住民監査請求においても同様であると解されます。

請求人の主張は、いずれも道路行政上の管理に関するものであり、財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理に関するものとは認められません。

なお、請求人は、「道路区域の外側に道路用地が存在して、道路用地に余地が在るにも拘らず、法定幅員不足を理由に、私の住宅地の一部を道路とする」「市から財産権侵害を受けています。」「令和7年3月11日づけ監査第964号、及び同5月12日づけ監査第141号、監査委員連名の通知は、」「監査事務局の議案作成の際、それぞれ請求の主旨を意図的に避けて」「資料を作成して、」「審議すべき請求を妨害した」。「監査事務局の対応に抗議して、再々の請求をします。」と述べています。

しかし、法第242条に規定する住民監査請求は、違法な財務会計上の行為等を防止、是正する等により地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とする制度であり、個人の権利利益を保護するためのものではありません。また、住民監査請求の監査実施の有無の決定は、請求書及び事実証明書の提出を受けた監査委員の合議により行っています。

住民監査請求は、横浜市が行う全ての行為を対象とするものではなく、横浜市の執行機関又は職員の財務会計上の行為等に限定されるものであり、請求人が違法行為と主張し措置を求める道路行政に関する内容（ハマ杭の撤去や道路境界線の変更、地積測量図の更正等）は、前述の東京高裁平成15年4月22日判決にあるとおり、住民監査請求の対象となるものではありません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

請求人は、過去9回にわたり同趣旨の住民監査請求を行っていますが、請求人の主張は、住民監査請求により解決できるものではないため、他の方法を御検討ください。